

大学院授業計画

令和3年度

北海道医療大学大学院

心理科学研究科

◇ 教育理念 / 目的 / 目標

北海道医療大学大学院

教育	理念	建学の理念を基本として、大学院の教育理念を以下のように定める。 生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを北海道医療大学大学院の教育理念とする。
	目的	北海道医療大学大学院の教育理念に沿って、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識および豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を本大学院の教育目的とする。
	目標	北海道医療大学大学院の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。 1. 豊かな学識と人格の養成 2. 高度な専門知識および学術の修得 3. 独創的な研究および研究能力の開発 4. 社会の要請に的確に対応できる教育・研究の推進

大学院心理科学研究科臨床心理学専攻

【修士課程】

教育	理念	本大学院の教育理念を基本として、心理科学の応用領域におけるより高度かつ実践的な専門的知識・技術力、および関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitioner の立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を目指し、もって人類の心の健康および心の教育研究の発展に寄与することを心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の教育理念とする。
	目的	心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の教育理念に沿って、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、および関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitioner の立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を本専攻の教育目的とする。
	目標	心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。 1. 深い学識と豊かな人間性の涵養 2. 公認心理師としての高度な専門知識および学術の修得 3. 臨床心理学領域における研究能力と問題解決能力の涵養 4. 高度専門職業人としての臨床心理領域における社会的要請への対応力の涵養

【博士課程】

教育	理念	本大学院の教育理念を基本として、心理科学の応用領域におけるより高度かつ実践的な専門的知識・技術力、および関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitioner の立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を目指し、もって人類の心の健康および心の教育研究の発展に寄与することを心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の教育理念とする。
	目的	心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の教育理念に沿って、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、および関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitioner の立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を本専攻の教育目的とする。
	目標	心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。 1. 深い学識と豊かな人間性の涵養 2. 公認心理師としての高度な専門知識および学術の修得 3. 臨床心理学領域における研究能力と問題解決能力の涵養 4. 高度専門職業人としての臨床心理領域における社会的要請への対応力の涵養

北海道医療大学大学院心理科学研究科臨床心理学専攻三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

【修士課程】

以下の要件を満たし、臨床現場において人の尊厳を重んじた科学者・実践家として自立できる者と認められ、修了後は公認心理師として社会に貢献することが期待できる能力を修得した者に対して、「修士（臨床心理学）」の学位を授与する。

1. 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）課程に2年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

【博士課程】

以下の要件を満たし、臨床現場、教育・研究領域において必要な指導的能力と研究能力を修得し、人の尊厳を重んじて、社会に貢献できると認められる者に対して、「博士（臨床心理学）」の学位を授与する。

1. 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）に3年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

教育課程編成・実施の方針 （カリキュラム・ポリシー）

入学受入れの方針 （アドミッション・ポリシー）

【修士課程】

心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 実証に基づく臨床心理学教育課程として、科学者・実践家モデルの視点を涵養しつつ、公認心理師を養成するカリキュラムを設ける。臨床現場に提供する人材の質を保証するために、関連する身体医学的領域の専門家ともチーム作業ができる実践家としての能力を育成するカリキュラムを設ける。
2. 講義科目の評価はプレゼンテーション・討論の参加状況や筆記試験、レポート等を用いて評価する。実習の評価は、プレゼンテーション・討論の参加状況とクライアントのアセスメント結果および心理的支援の実技等を通して行う。修士論文作成に当たり、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、研究態度、課題研究到達度および最終年次における研究発表会、修士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

【博士課程】

心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 修士課程のカリキュラム履修を前提として、現場における指導者的能力、研究者としての能力を形成するために、基礎心理学および臨床心理学の両者にわたった幅広い教育カリキュラムを設ける。
2. 講義科目の評価はプレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて評価する。博士論文作成に当たり、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、最終年次における研究発表会、口頭試問、学力検査および博士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

【修士課程】

心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）では、保健・医療・福祉・教育、司法・産業の領域における心理臨床の高度専門家である公認心理師として、人類の幸福に貢献する志のある以下の資質を持った人材を求めます。

1. 大学における公認心理師養成カリキュラムを履修し、入学後に必要な知識および技能を修得している人
2. 心理臨床において、科学者実践家として幅広く心の問題に向き合う基礎的研究能力と志を有している人

【博士課程】

心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）では、保健・医療・福祉・教育、司法・産業の領域における心理臨床の高度な教育指導者および研究者として、人類の幸福に貢献する志のある人材を求めます。また、修士課程の能力に加えて、臨床の現場、教育・研究機関等において指導者となる志を持つ人材を求めます。

令和3年度 大学院心理科学研究科 教務日程

【札幌あいの里キャンパス】

月	曜日							博士前期(修士)課程		博士後期(博士)課程	
	日	月	火	水	木	金	土	臨床心理学専攻		臨床心理学専攻	
4					1	2	3	9: ①② かイグニス (シラス・履修届・指導教員確認届・学生証等 配付) 12: ①② 前期授業 開始 (~8/2)		9: ① かイグニス (シラス・履修届・指導教員確認届・学生証等 配付) 12: ①②③ 前期授業 開始 (~8/2)	
	4	5	6	7	8	9	10	10: ① 入学式		10: ① 入学式	
	11	12	13	14	15	16	17	16: ① 履修届・指導教員確認届 提出期日		16: ① 履修届・指導教員確認届 提出期日	
	18	19	20	21	22	23	24	27: ② 学位論文計画書 配付		27: ③ 学位論文計画書 配付	
	25	26	27	28	29	30		27: 木曜日科目開講日		27: 木曜日科目開講日	
5							1	②心理実践実習開始 健康診断 / ① 血液検査		健康診断	
	2	3	4	5	6	7	8	11: ① 指導教員 審議 (研究科委員会)		11: ① 指導教員 審議 (研究科委員会)	
	9	10	11	12	13	14	15				
	16	17	18	19	20	21	22				
	23	24	25	26	27	28	29				
6											
	6	7	8	9	10	11	12				
	13	14	15	16	17	18	19				
	20	21	22	23	24	25	26	30: ② 学位論文計画書 提出期日		30: ③ 学位論文計画書 提出期日	
	27	28	29	30							
7					1	2	3				
	4	5	6	7	8	9	10	13: ② 学位論文計画書 (研究課題) 審議 (研究科委員会)		13: ③ 学位論文計画書 (研究課題) 審議 (研究科委員会)	
	11	12	13	14	15	16	17				
	18	19	20	21	22	23	24				
	25	26	27	28	29	30	31				
8											
	1	2	3	4	5	6	7	2: 火曜日科目開講日		2: 火曜日科目開講日	
	8	9	10	11	12	13	14	3: ①② 夏期休暇 (~9/3)		3: ①②③ 夏期休暇 (~9/3)	
	15	16	17	18	19	20	21	8/4: ①集中講義 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)			
	22	23	24	25	26	27	28	8/5~6: ①集中講義 (心理支援に関する理論と実践)			
9											
	5	6	7	8	9	10	11	6: ② 学位論文中間発表会		6: ①②③ 後期授業 開始 (~1/14)	
	12	13	14	15	16	17	18	6: ①② 後期授業 開始 (~1/14)		6: ①②③ 後期授業 開始 (~1/14)	
	19	20	21	22	23	24	25	24: 月曜日科目開講日		24: 月曜日科目開講日	
	26	27	28	29	30						
10						1	2				
	3	4	5	6	7	8	9	11: 創立記念日振替休日		1: ③ 学位論文審査申請書類 配付・提出期日通知	
	10	11	12	13	14	15	16				
	17	18	19	20	21	22	23				
	24	25	26	27	28	29	30				29: ③ 学位論文審査申請書類 提出期日/論文要旨 縦覧(~11/5)
11											
	7	8	9	10	11	12	13			9: ③ 学位論文予備審査委員会 組成 (研究科委員会)	
	14	15	16	17	18	19	20	学位論文予備審査 (~12/9)			
	21	22	23	24	25	26	27				
	28	29	30								
12											
	5	6	7	8	9	10	11	1: ② 学位論文審査申請書類 配付・提出期日通知		10: ③ 学位論文予備審査結果報告書 提出期日	
	12	13	14	15	16	17	18	21: ①② 冬期休暇 (~1/7)		14: ③ 学位論文 受理・審査委員会 組成審議 (研究科委員会)	
	19	20	21	22	23	24	25			審査委員会への学位論文審査付託	
	26	27	28	29	30	31				③ 学位論文審査・最終試験 (~1/27)	
1											
	2	3	4	5	6	7	8	11: ①② 後期授業再開 (~14)		11: ①②③ 後期授業再開 (~14)	
	9	10	11	12	13	14	15	24: ② 学位論文審査申請書類 提出期日 / ②論文要旨 縦覧 (~31)			
	16	17	18	19	20	21	22	25: ② 学位論文 受理・審査委員会 組成審議 (研究科委員会)			
	23	24	25	26	27	28	29	/ 審査委員会への学位論文審査付託		28: ③ 公開研究発表会	
2											
	6	7	8	9	10	11	12	4: ② 研究成果発表会 / 学位論文審査・最終試験		14: ③ 学位論文審査結果報告書 提出期日	
	13	14	15	16	17	18	19	14: ② 学位論文審査結果報告書 提出期日		15: ③ 学位授与の可否審議 (研究科委員会)	
	20	21	22	23	24	25	26	15: ② 学位授与の可否審議 (研究科委員会)			
	27	28									
3											
	6	7	8	9	10	11	12	学位記・卒業証書授与式		学位記・卒業証書授与式	
	13	14	15	16	17	18	19				
	20	21	22	23	24	25	26				
	27	28	29	30	31						

: 他曜日科目開講日
 : 休日・祝日・大学休業日
 ①②③ : 学年

令和3年度 大学院心理科学研究科 博士前期（修士）課程 時間割

学科目 担当者	演 習
------------	--------

【前期】

曜日	学年	I 講時 9:00-10:20	II 講時 10:30-11:50	III 講時 12:40-14:00	IV 講時 14:10-15:30	V 講時 15:40-17:00
月	1		保健医療分野に関する理論と支援の展開 ○中野、本谷	共同演習室 2		
	2					
火	1	心理的アプローチに関する理論と実践 ○野田、金澤、今井、西郷、関口、河村	共同演習室 2	臨床心理学課題研究 富家、中野、野田、金澤、百々、本谷	共同講義室	
	2					
水	1		心理基礎演習 ○河合、中川め	共同演習室 2	福祉分野に関する理論と支援の展開 金澤	共同演習室 2
	2					
木	1		教育分野に関する理論と支援の展開 富家	共同演習室 2	精神薬理学 ○中野、安部	共同演習室 2
	2					心理支援に関する理論と実践 ○森、今井、生田、石田
金	1			家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ○百々、生田	共同演習室 2	
	2					

【後期】

曜日	学年	I 講時 9:00-10:20	II 講時 10:30-11:50	III 講時 12:40-14:00	IV 講時 14:10-15:30	V 講時 15:40-17:00
月	1		保健医療分野に関する理論と支援の展開 ○中野、本谷	共同演習室 2	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 野田	共同演習室 2
	2					心理的アプローチに関する理論と実践 ○野田、金澤、今井、西郷、関口、河村
火	1				臨床心理学課題研究 富家、中野、野田、金澤、百々、本谷	共同講義室
	2					
水	1		産業・労働分野に関する理論と支援の展開 ○西郷、中川	共同演習室 2		
	2					
木	1		心の健康教育に関する理論と実践 ○本谷、百々、関口、河村	共同演習室 2	臨床心理学研究法 ○真島、関口、福田	共同演習室 2
	2		公認心理師課題演習 ○富家、中野、安部、野田、金澤、河合、百々、本谷、森、今井、齋藤、真島、西郷、関口、河村、福田	共同講義室		
金	1			心理支援に関する理論と実践 ○森、今井、生田、石田	共同演習室 2	
	2					

【集中講義】

8月4-6日	
1	・家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践：(8/4)5コマ
心理実践実習Ⅰ	
1	○森、中野、富家、野田、本谷、金澤、河合、百々、今井、西郷、関口、河村 (金曜Ⅰ～Ⅱ講時は心理臨床・発達支援センターでのカンファレンス)
心理実践実習Ⅱ	
2	○森、中野、富家、野田、金澤、河合、百々、本谷、今井、西郷、関口、河村 (金曜Ⅰ～Ⅱ講時は心理臨床・発達支援センターでのカンファレンス)
心理実践実習Ⅲ	
2	○森、中野、富家、野田、金澤、河合、百々、本谷、今井、西郷、関口、河村 (金曜Ⅰ～Ⅱ講時は心理臨床・発達支援センターでのカンファレンス)
2	公認心理師課題演習（11月以降集中講義）

博士前期（修士）課程 臨床心理学専攻（2020・2021年度入学生）

授業科目の名称	配当年次	単位数		担当教員
		必修	選択	
保健医療分野に関する理論と支援の展開	1	4		○中野倫仁、本谷 亮
福祉分野に関する理論と支援の展開	1	2		金澤潤一郎
教育分野に関する理論と支援の展開	1	2		富家直明
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1	2		野田昌道
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1	2		○西郷達雄、中川貴美子（非）
心理的アセスメントに関する理論と実践	1	4		○野田昌道、今井常晶、金澤潤一郎、西郷達雄、関口真有、河村麻果
心理支援に関する理論と実践	1	4		○森 伸幸、今井常晶、生田倫子（非）、石田陽子（特）
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	1	2		○百々尚美、生田倫子（非）
心の健康教育に関する理論と実践	1	2		○本谷 亮、百々尚美、関口真有、河村麻果
必修科目 心理実践実習Ⅰ	1	2		○森 伸幸、中野倫仁、富家直明、野田昌道、百々尚美、河合祐子、今井常晶、金澤潤一郎、本谷 亮、西郷達雄、関口真有、河村麻果
心理実践実習Ⅱ	2	6		○森 伸幸、中野倫仁、富家直明、野田昌道、百々尚美、河合祐子、今井常晶、金澤潤一郎、本谷 亮、西郷達雄、関口真有、河村麻果
心理実践実習Ⅲ	2	6		○森 伸幸、中野倫仁、富家直明、野田昌道、百々尚美、河合祐子、今井常晶、金澤潤一郎、本谷 亮、西郷達雄、関口真有、河村麻果
公認心理師課題演習	2	2		○富家直明、中野倫仁、安部博史、野田昌道、森 伸幸、百々尚美、河合祐子、今井常晶、金澤潤一郎、本谷 亮、齊藤恵一、真島理恵、西郷達雄、関口真有、河村麻果、福田美奈
心理基礎演習	1	2		○河合祐子、中川めぐみ（特）
臨床心理学課題研究	1～2	8		中野倫仁、富家直明、野田昌道、百々尚美、金澤潤一郎、本谷 亮
選択科目 精神薬理学	1		1	○中野倫仁、安部博史
臨床心理学研究法	1		2	○真島理恵、関口真有、福田美奈

【修了要件】

必修科目50単位を含め、合計50単位以上を履修するものとする。
配当年次欄は、1～2は2年間を通じて履修する科目を示す。

【その他】

（非）は非常勤講師、（特）は特別講師、○は科目の責任教員を示す。

博士後期（博士）課程 臨床心理学専攻

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数		担当教員
		必修	選択	
学習心理学研究	1・2		2	(科目担当教員)
生理心理学研究	1・2		2	百々尚美
臨床心理学研究	1・2		2	富家直明
発達心理学研究	1・2		2	金澤潤一郎
医療心理学研究	1・2		2	本谷 亮
精神医学研究	1・2		2	中野倫仁
臨床心理学特別研究	1～3	6		富家直明、中野倫仁、百々尚美、 金澤潤一郎、本谷 亮

【修了要件】

以下の各教科目履修を踏まえて、10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。

「学習心理学研究」・「生理心理学研究」・「臨床心理学研究」・「発達心理学研究」・「医療心理学研究」・「精神医学研究」の6教科目から2科目（4単位）以上を履修し、「臨床心理学特別研究」とあわせて10単位以上を履修する。

学位論文の審査基準・評価方法

1. 審査基準

<修士課程>

心理科学研究科臨床心理学専攻修士課程の学位授与方針が定める、臨床現場において人の尊厳を重んじた科学者・実践家として自律できる者と認められるに相当する内容および水準であることに加えて、北海道医療大学学位規程、同大学院心理科学研究科学学位規程施行細則に基づいた手続きを経て提出された学位論文（修士論文）に対して、以下の

(1) ～ (10) の基準に則して審査を行う。

- (1) 問題意識、研究目的及び研究テーマが明確である。
- (2) 研究テーマに関連する国内・国外の先行研究のレビューが適切に行われている。
- (3) 研究目的、研究テーマに沿って妥当な研究方法が採用されている。
- (4) 修士論文として適切かつ十分なデータが収集されている。
- (5) 研究方法で示されている分析が適切になされ、結果として提示されている。
- (6) 結果に基づき、必要かつ十分な文献を引用し、適切な考察がなされている。
- (7) 論文は首尾一貫した論理構成になっている。
- (8) 論文の記述が十分かつ適切であり、規程の様式に沿っている。
- (9) 論文の内容は独創性を有し、当該研究分野の発展に寄与するものである。
- (10) 研究の実施、結果の公開において倫理的な配慮がなされている。

<博士課程>

心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程の学位授与方針が定める、臨床現場、教育・研究領域において必要な指導的能力と研究能力を修得し、人の尊厳を重んじて、社会に貢献できると認められるに相当する内容および水準であることに加えて、北海道医療大学学位規程、同大学院心理科学研究科学学位規程施行細則に基づいた手続きを経て提出された学位

論文（博士論文）に対して、以下の（１）～（１１）の基準に則して審査を行う。なお、博士論文の提出にあたっては、申請者を筆頭著者とした査読付き学術雑誌に掲載、もしくは掲載が確定した論文を、博士論文を構成する一部を成す基礎論文として１本以上有していることが求められる。

- （１）問題意識、研究目的及び研究テーマが明確である。
- （２）研究テーマに関連する国内・国外の先行研究のレビューが適切に行われている。
- （３）研究目的、研究テーマに沿って妥当な研究方法が採用されている。
- （４）博士論文として適切かつ十分なデータが収集されている。
- （５）研究方法で示されている分析が適切になされ、結果として提示されている。
- （６）結果に基づき、必要かつ十分な文献を引用し、適切な考察がなされている。
- （７）論文は首尾一貫した論理構成になっている。
- （８）論文の記述が十分かつ適切であり、規程の様式に沿っている。
- （９）論文の内容は独創性を有し、当該研究分野の発展に寄与するものである。
- （１０）研究の実施、結果の公開において倫理的な配慮がなされている。
- （１１）提出された基礎論文は十分な学術的価値を有し、博士論文との整合性も高い。

2. 評価方法

- （１）評価基準を基に以下の４段階で評価する。
 - A：優れた論文である。(Excellent)
 - B：おおむね良好な論文である。(Good)
 - C：博士論文又は修士論文として認定しうる。(Fair)
 - D：博士論文又は修士論文としての水準に達していない。(Poor)
- （２）主査（１名）、副査（２名以上）が別々に評価を行い、審査委員会にて審議する。
- （３）主査は審査委員会の審議を踏まえて「学位論文審査並びに最終試験結果報告書」を作成する。

学位規程（抜粋）

平成4年3月13日制定

（趣旨）

第1条 学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定に基づき、北海道医療大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与するものとする。

（学位論文の提出）

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願（別紙様式第4）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書（別紙様式第5）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

- 4 論文審査料については、別に定める。

- 5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

（学位論文の受理）

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

（審査委員会）

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員（主査1名、副査2名以上）を選出して、審査委員会を設ける。

- 2 審査委員の主査は、指導教員以外から選出する。

- 3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審

査委員の一部の者として充てることができる。

- (1) 他の研究科の教員等
- (2) 他の大学院又は研究所等の教員等
(審査、最終試験及び学力の確認)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

- 2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。
- 3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。
- 4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

(審査期間)

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

- 2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

(専攻分野の名称)

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚療法学」、「臨床検査学」とする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び評議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

大学院心理科学研究科学学位規程施行細則（抜粋）

平成16年12月16日制定

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（臨床心理学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 論文要旨（様式5） 25部
- (4) その他必要な参考資料 4部
- (5) 履歴書（様式7） 1通

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験（研究成果発表会等実施）を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（臨床心理学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 学位論文要旨（様式5） 25部
- (4) 論文目録（様式6） 4部
- (5) 学位論文の基礎となる報文 4部

- (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 履歴書（様式7） 1通
- (8) 論文審査料 50,000円

2 学位論文の取扱いについては別に定める。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士後期課程に4年以上在学した者
- (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

3 免除の期間は、在学年数に算入する。

第3章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（臨床心理学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学心理学部研究生（在籍1年以上）で専ら研究に従事し、かつ、大学またはこれと同等と認める研究機関において、次の研究歴を有する者でなければならない。

- (1) 大学の修士課程を修了後の研究歴4年以上の者
- (2) 大学を卒業後の研究歴7年以上の者
- (3) 前号に該当しない者で研究歴10年以上の者

2 前項の大学と同等と認める研究機関は、次のとおりとする。

- (1) 申請しようとする学位に関連する国公立の研究所等の研究機関

- (2) 財団法人又は社団法人組織による申請しようとする学位に係る研究所等の研究機関
- (3) 申請しようとする学位に関連する十分な研究施設を有する国公私立等の病院
- (4) その他、研究科委員会が適当と認めた機関

3 論文博士の学位を申請する者は、研究科専任教員の推薦を得た者でなければならない。

第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は、9月（3月）とする。

- (1) 学位論文予備審査願（様式2） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 学位論文要旨（様式5） 17部
- (4) 論文目録（様式6） 4部
- (5) 学位論文の基礎となる報文 4部
- (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 参考論文 4部
- (8) 履歴書（様式7） 1通
- (9) 戸籍抄本 1通
- (10) 最終学校卒業証明書 1通
- (11) 研究歴証明書（様式9） 1通
- (12) 推薦書（様式10） 1通
- (13) 予備審査料 50,000円（本学専任職員は免除）

2 学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は、原則として3報以上（そのうち1報以上は外国語の報文）あることが必要である。

3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。

第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員会に付託する。

第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。

3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告

するものとする。

4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。

5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。

第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書(様式3) 1通

(2) 学位論文(様式4) 4部

(3) 論文審査料

本学専任職員 100,000円

本学学部卒業者、本学修士課程修了者及び本学修士・博士課程退学者 100,000円

上記以外の者 300,000円

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

3 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認のための試問(専攻)

4 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。

5 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

6 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。

7 学位規程第15条の規定による手続は、3月(9月)中に完了するものとする。

第4章 共通事項

第13条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。